

## 千葉県立安房拓心高等学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本校に在籍する生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策に関し、本校としての責務を明らかにし、その基本的な方針をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下法という）に則り策定する。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条関係）

### 3 いじめ防止の基本理念

- (1) いじめ防止等の対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。  
(法第3条関係)

### 4 いじめ防止宣言

本校生徒は、いじめを絶対に行いません。  
本校生徒は、いじめを絶対に見過ごしません。  
本校生徒は、いじめをやめさせる勇気を持ちます。  
本校生徒は、相手を認め、思いやる気持ちを持ちます。

### 5 学校及び学校職員の責務

本校及び本校職員は、いじめ防止の基本理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると疑われるときには、適切かつ迅速に対応する。また、その再発防止に努める。

(法第8条・第23条関係)

また、本校職員は、いじめ防止等に関する研修に参加し、いじめ防止等の対策に関する資質の向上に努めなければならない。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 名称

安房拓心高校いじめ防止等対策委員会

### (2) 役割

- ア いじめ防止基本方針に基づく、委員会の年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめに関する相談と通報の窓口
- ウ いじめに関する情報及び生徒の問題行動に関する情報の収集・確認及び共有
- エ 被害生徒及び加害生徒に対する指導や支援の体制と方針の決定
- オ 生徒、保護者への啓発活動及び保護者との連携の中核機能
- カ 事案に応じた関係機関及び適切な専門家との連絡、調整
- キ いじめの予防方策の検討

### (3) 組織の構成

- ア 定期的、日常的な業務についての協議等  
教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
- イ いじめの疑いに係る情報への緊急対応等  
校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任、必要に応じて関係学年職員、外部機関  
なお、外部機関については、いじめの態様に応じて適切な機関及び専門家に依頼する。

## 7 いじめの未然防止

- (1) わかる授業の展開や学校行事の充実に努め、生徒が学校生活に楽しさや充実感を得られるような教育活動を推進する。
- (2) 全職員が「いじめは絶対に許されない」との認識を持ち、職員自らが体罰やいじめを誘発、助長することがないように言動に留意する。
- (3) 生徒間、生徒と教員間、保護者と教員間等の信頼関係に基づく豊かな人間関係の構築に努める。その際、過度の競争意識等のいじめへの影響を鑑み、助長しないよう留意する。
- (4) HR、授業、各種集会等をはじめとするすべての教育活動を通じて生徒にいじめ防止及び暴力、暴言の排除について啓蒙するとともに、PTA総会、PTA広報誌等において保護者に対しても啓発を行う。
- (5) 道徳教育及び本校の特色ある学びを活用した体験活動等を通して、命の大切さを理解し自己を肯定する心豊かな生徒の育成に努める。
- (6) インターネットを通じて送信される情報の特性や危険性及び情報端末の取り扱い上の留意点について、職員が十分に理解するとともに、生徒に対する指導、助言及び保護者に対する啓発、助言を行う。
- (7) 本校伝統のあいさつ運動、マナーキャンペーン、ボランティア活動等の生徒の自発的な活動を支援する。

## 8 いじめの早期発見

- (1) 担任、学年職員、授業担当者等による生徒間の人間関係の観察を常に行い、その情報を共有することで早期発見に努める。
- (2) いじめやネット上でのトラブルを含む被害調査を各学期1回実施し、その結果を全職員で共有し指導に活用する。  
また、調査実施時には、自宅で記入させるなど、加害者、被害者の関係に十分に配慮するものとする。  
なお、いじめと確認できた情報については、関係生徒の保護者に速やかに情報を提供する。
- (3) 生徒指導部と学年主任による日常的な情報交換を行う。
- (4) セクハラ相談員や養護教諭、担任、学年主任、生徒指導部員等を主とするが、各生徒にとって最も相談しやすい職員にいつでも相談できる体制を整え、周知する。
- (5) その他の相談機関を生徒に周知し、各相談機関との連携による情報収集に努める。

その他の相談機関の例

24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
県教育委員会指導課生徒指導いじめ対策室	043-223-4054
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
館山警察署	0470-23-0110
内房地区少年センター	0438-25-9750

## 9 いじめを認知した場合の対応

- (1) 報告連絡体制は次の経路とする。

学校職員

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長  
ただし、緊急時には臨機応変に対応する。

管理職

教頭 → 校長 → 学校安全保健課安全室 → 教育長 → 知事  
→ 指導課生徒指導室（二報以降）

ただし、緊急時には臨機応変に対応する。

また、知事への報告は、重大事態が発生したときのみ。

- (2) いじめに関する相談、通報を受け、いじめを受けていると疑われるときは、直ちに関係生徒に対する聞き取り調査を実施する。聞き取りは、複数の職員による、同時進行で生徒個別とする。その際、暴言や威圧等の不適切な聴取方法は禁止するとともに食事・休憩の時間を確保するなど、生徒の心身の健康に配慮する。  
また、適宜職員間の情報交換を行い、得られた情報を速やかに照合、統合し、情報の精度を高めることとする。
- (3) いじめの調査結果について被害生徒、保護者に情報提供するとともに、加害生徒、保護者にいじめの事実を通知する。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる事態の場合には、警察署と連携する。

## 10 関係生徒に対する指導

- (1) 被害生徒及び通報生徒等を守ることを第一とし、関係職員による面談やカウンセリングを行う。また、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣を要請し、専門的見地

に立ったカウンセリングを依頼する。

- (2) 被害生徒及び通報生徒が加害生徒から精神的・肉体的圧力や苦痛を受けることがないように、加害生徒に対して出校停止等の適切な特別指導を速やかに行う。
- (3) いじめの扇動者や傍観者となったすべての生徒に対して、各種集会又はLHR等において、いじめを認知したときの適切な行動等について指導を行う。

#### 1 1 重大事態への対応

- (1) 次のア、イに掲げる場合を、いじめにおける重大事態とする。

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (2) 重大事態が発生した疑いがあると認めるときの報告、連絡は、次の経路とする。

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長  
→ 学校安全保健課 → 教育長 → 知事  
→ 指導課（二報以降）

ただし、緊急時には臨機応変に対応する。

- (3) 重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、直ちに全校生徒に対して質問紙による調査を実施する。質問紙に当該いじめに関係する記載を認めたときは、記載生徒に対して複数の職員による聞き取り調査を実施し、詳細な情報収集及び事実確認を行う。
- (4) 質問紙及び聞き取りによる調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を被害生徒、保護者に提供しする。また、加害生徒、保護者にいじめの事実を通知する。
- (5) 必要に応じて、関係警察署及び関係機関にためらわず通報し支援を求める。

#### 1 2 公表、点検、評価等

- (1) この「いじめ防止基本方針」については、本校ホームページに公表する。
- (2) この「いじめ防止基本方針」については、年度末に生徒、職員、保護者による評価用紙を用いた評価を行う。
- (3) この「いじめ防止基本方針」及び生徒、職員、保護者による評価については、年度末に「開かれた学校づくり委員会委員」による学校関係者評価を行う。
- (4) 各学期ごとのいじめに関しての調査結果の分析及び(2)、(3)の評価を元に、各年度末にこの「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。